

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年(2012年) 2 月 27 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に対処するための職員のボランティア休暇に関する特例措置）

2 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第8条の3の規定の適用については、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り、同条中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、第1号に掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同条第1号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(東日本大震災に対処するための職員のボランティア休暇に関する特例措置)</u> 2 <u>東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第8条の3の規定の適用については、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り、同条中「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。))の区域内において、第1号に掲げる活動を行う場合にあっては、7日」と、同条第1号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。</u>	附 則 この条例は、公布の日から施行する。

